

## 第58回 定時株主総会

# 招集ご通知

**日時** 2020年3月27日(金曜日) 午前10時

**場所** 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間  
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

**議案**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為  
に関する対応策(買収防  
衛策)更新の件

## 目次

第58回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	35
連結計算書類	59
計算書類	63
監査報告書	67

(証券コード 8029)  
2020年3月6日

株 主 各 位

東京都港区赤坂8丁目5番30号  
株式会社 **ルックホールディングス**  
取締役社長 多 田 和 洋

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年3月26日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4ページ）をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第58期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

#### （議決権を複数回行使された場合のお取扱い）

- (1) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権の行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、上記当社ウェブサイトに掲載する添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、事業報告、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.look-holdings.jp/irinfo/>）に掲載させていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

### 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時 2020年3月27日（金曜日）午前10時**

### 当日ご出席願えない場合

#### 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後5時まで**

#### インターネット等による議決権行使



4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトにごアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後5時まで**

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- インターネットによる議決権行使は、**2020年3月26日（木曜日）午後5時まで**受付いたします。（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

### インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031** [受付時間（午前9時～午後9時）]

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



## アクセス手順

### ① ウェブサイトへアクセス

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ \*\*\*

- 本サイトの利用は全て、下のインターネットによる議決権行使についてご利用のうえ、登録済みの議決権行使コードとパスワードによる議決権行使になります。
- 上記登録済みのコードとパスワードは、【お申し込み】のメールに記載されています。

次へ進む 閉じる

### ② ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】をクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 電子メールにお届けしたパスワードを入力してください。パスワードの再入力欄は、両欄とも必ず入力してください。

議決権行使コード:

パスワード:

ログイン 閉じる

### ③ パスワードの入力

\*\*\* パスワード認証 \*\*\*

- パスワードを入力し、【次へ】をクリックしてください。
- パスワードとパスワードの再入力欄は、必ず両方とも入力してください。
- パスワードをお忘れの場合は、パスワードをリセットしてください。

パスワード:  パスワード再入力:

次へ

### ④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円  
総額230,371,380円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年3月30日

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                       | 現在の当社における地位および担当 |          |
|-------|--------------------------|------------------|----------|
| 1     | た だ かず ひろ<br>多 田 和 洋     | 代表取締役社長          | 再任       |
| 2     | し ぶ や はる お<br>澁 谷 治 男    | 常務取締役            | 再任       |
| 3     | さい とう まさ あき<br>斉 藤 正 明   | 取締役上席執行役員 経理担当   | 再任       |
| 4     | ふ く ち かず ひこ<br>福 地 和 彦   | 取締役              | 再任 社外 独立 |
| 5     | い の う え かず のり<br>井 上 和 則 | 取締役              | 再任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                | <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>た だ か ず ひ ろ<br>多 田 和 洋<br>(1965年1月2日生) | 1988年3月 当社入社<br>2013年3月 当社取締役執行役員ブティック事業部長<br>2013年3月 株式会社アイディールック理事 (現任)<br>2015年3月 当社代表取締役社長 (現任)<br>2017年2月 株式会社ルック分割準備会社(現 株式会社ルック)代表取締役社長<br>2019年3月 ルック(H.K.)Ltd.董事 (現任)<br>2019年7月 Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役 (現任)<br>2019年7月 Il Bisonte S.p.A.取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイディールック理事<br>ルック(H.K.)Ltd.董事<br>Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役<br>Il Bisonte S.p.A.取締役 | 40,549株    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>多田和洋氏は、2015年より当社代表取締役社長として、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し、企業価値向上に貢献してまいりました。当社グループの重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                | <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> 澁谷治男<br><small>し ぶ や は る お</small><br>(1964年12月18日生) | 1987年 3 月 当社入社<br>2012年 1 月 当社第 2 事業部長<br>2014年 1 月 当社執行役員スキャパ事業部長<br>2016年 1 月 当社執行役員NB事業部長<br>2017年 1 月 当社執行役員第 1 事業部長<br>2018年 1 月 株式会社ルック常務取締役事業本部長<br>2019年 1 月 同社代表取締役社長兼事業本部長 (現任)<br>2019年 3 月 当社取締役<br>2020年 1 月 当社常務取締役 (現任)<br>2020年 1 月 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長<br>株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 | 11,774株    |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           澁谷治男氏は、営業部門の要職を歴任し、2018年 1 月より株式会社ルック常務取締役事業本部長、2019年 1 月より同社代表取締役社長兼事業本部長として豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を当社グループ経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さいとうまさあき<br/>齊藤正明</p> <p style="text-align: center;">(1969年4月3日生)</p> | <p>1992年3月 当社入社</p> <p>2012年1月 当社経営企画室長</p> <p>2012年3月 株式会社エル・ロジスティクス取締役</p> <p>2013年1月 株式会社ルックモード取締役</p> <p>2013年1月 ルック(H.K.)Ltd.董事</p> <p>2013年4月 当社執行役員経営企画室長</p> <p>2013年4月 株式会社ファッションナブルフーズ・インターナショナル取締役</p> <p>2014年4月 株式会社レッセ・パッセ取締役</p> <p>2016年4月 当社執行役員経営企画室長兼販売人事部長</p> <p>2017年3月 当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人事部長</p> <p>2018年1月 株式会社ルック取締役(現任)</p> <p>2018年1月 A.P.C.Japan株式会社取締役(現任)</p> <p>2018年3月 株式会社アイディールック理事(現任)</p> <p>2019年3月 ルック(H.K.)Ltd.董事長(現任)</p> <p>2019年3月 洛格(上海)商貿有限公司董事(現任)</p> <p>2019年7月 Il Bisonte S.p.A.代表取締役(現任)</p> <p>2020年1月 当社取締役上席執行役員経理担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ルック取締役</p> <p>A.P.C.Japan株式会社取締役</p> <p>株式会社アイディールック理事</p> <p>ルック(H.K.)Ltd.董事長</p> <p>洛格(上海)商貿有限公司董事</p> <p>Il Bisonte S.p.A.代表取締役</p> | 8,428株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門に従事し、2017年より取締役経営企画室長として、当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務するなど、豊富な経験と実績を有しております。この経験と実績を今後も当社グループの経営全般に活かし、持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                   | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div><br>福 地 和 彦<br><small>みく ち かず ひこ</small><br>(1954年1月6日生) | 1976年 4 月 三井物産株式会社入社<br>2003年 1 月 同社物資本部資材部長<br>2005年 4 月 米国三井物産株式会社ニューヨーク支店<br>Senior Vice President, Consumer<br>Service Business Dept<br>2009年 4 月 三井物産株式会社執行役員コンシューマー<br>サービス事業本部長<br>2011年 4 月 同社執行役員九州支社長<br>2013年 7 月 株式会社コーチ・エイ顧問<br>2014年 3 月 当社取締役（現任） | 0株                |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>福地和彦氏は、総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div><br>いの うえ かず のり<br>井上 和 則<br>(1958年12月27日生) | 1983年 4 月 伊藤萬株式会社(現 日鉄物産株式会社)入社<br>2005年 2 月 東京ブラウス株式会社代表取締役<br>2005年 6 月 堀田産業株式会社 (現 堀田丸正株式会社) 社外取締役<br>2006年 8 月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役<br>2007年 7 月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)<br>2011年11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)<br>2012年 4 月 文化学園文化ファッション大学院大学教授 (現任)<br>2018年 3 月 当社取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社リーダーズ代表取締役<br>株式会社伊達屋取締役<br>文化学園文化ファッション大学院大学教授 | 0株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/>                     井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。引き続きこれらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者福地和彦および井上和則の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、両氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者福地和彦および井上和則の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役永瀬雅俊氏および杉田徹氏が、本株主総会終結の時をもって辞任されますのでその補欠として監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、監査役候補者高山英二氏は退任監査役永瀬雅俊氏の補欠として、監査役候補者服部滋多氏は退任監査役杉田徹氏の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであり、また、選任された各監査役の任期は、当社定款第31条第2項の規定によりそれぞれ退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                  | <p><b>新任</b></p> <p>たか やま えい じ<br/>高山英二<br/>(1958年5月26日生)</p> | <p>1981年3月 当社入社<br/>2009年3月 当社取締役上席執行役員経理部長<br/>2009年3月 株式会社エル・ロジスティクス取締役<br/>2010年4月 A.P.C.Japan株式会社取締役<br/>2011年3月 ルック(H.K.)Ltd.董事(現任)<br/>2011年3月 株式会社アイディールック理事(現任)<br/>2011年3月 洛格(上海)商貿有限公司董事(現任)<br/>2012年3月 当社常務取締役(現任)<br/>2014年4月 株式会社レッセ・パッセ取締役<br/>2016年1月 株式会社ルックモード代表取締役社長</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社アイディールック理事<br/>ルック(H.K.)Ltd.董事<br/>洛格(上海)商貿有限公司董事</p> | 28,967株    |
| <p><b>【監査役候補者とした理由】</b><br/>高山英二氏は、管理部門を中心に従事し、2012年より常務取締役として管理部門全般を統括し、また、当社グループ会社の要職を兼務するなど、豊富な経験と実績を有しております。この豊富な経験と実績を活かし、監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから監査役候補者といたしました。</p> |                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                | <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b><br>服部 滋多<br>(1988年9月9日生) | 2015年12月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>2015年12月 服部総合法律事務所 入所 | 200株       |
| <b>【社外監査役候補者とした理由等】</b><br>服部滋多氏は、弁護士であり、豊富な知識と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、当社グループの経営から独立した立場で、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから社外監査役候補者といたしました。 |                                                        |                                                 |            |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者服部滋多氏は社外監査役候補者であり、同氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 監査役候補者高山英二および服部滋多の両氏が監査役に選任され就任した場合には、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
4. 監査役候補者高山英二氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により、当社常務取締役を退任されます。また、同氏は、本株主総会終結の時までに、重要な兼職の状況に記載の3社の各役職を退任する予定であります。
5. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2016年3月30日開催の第54回定時株主総会において補欠監査役として選任された日野義英氏の選任の効力は本株主総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 日野義英<br>(1962年8月2日生) | 1990年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所）入所<br>2000年4月 東京八丁堀法律事務所パートナー（現任）<br>2013年10月 東京地方裁判所非常勤裁判官（民事調停官）<br>2016年4月 東京簡易裁判所 調停委員（現任）<br>2018年4月 日本弁護士連合会 住宅紛争処理機関検討委員会委員（現任）<br>2019年1月 法務省 人権擁護委員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>東京八丁堀法律事務所パートナー | 200株       |

#### 【補欠の監査役候補者とした理由等】

日野義英氏は、弁護士であり、長年にわたる職歴を通じて、豊富な知識と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、当社グループの経営から独立した立場で、社外監査役として職務を適切に遂行していただけることが期待できることから、引き続き補欠の監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者日野義英氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補者日野義英氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 補欠監査役候補者日野義英氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。  
 4. 補欠監査役候補者日野義英氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2017年3月30日開催の第55回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）に関する議案を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は2020年3月27日開催予定の第58回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとされております。

そこで、現プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社では現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。その結果、2020年2月27日開催の当社取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、現プランを更新（以下、更新する「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）することを決議いたしましたので、本総会にお諮りするものであります。

当該決議は、社外取締役2名を含む全ての取締役の賛成により、本総会に付議することが決定されたものであり、社外監査役2名を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、本プランでは、資本市場からの更なる要請等も踏まえ、現プランから主に以下の点を変更しております。

- ① 当社取締役会が買収者側に対して延々と情報提供を求めて手続を遅らせること等ができないよう当社取締役会が買収者側に対して必要な情報を求めることができる期間（いわゆる情報提供期間。原則60日間）を設定しました。
- ② 株主の皆様が意思が直接反映される機会を増やすべく、独立委員会は、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対して株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとし、当社取締役会は当該勧告に従い株主総会を招集し、株主意思の確認を行うものとなりました。

その他、一部字句の修正・整理等形式的な文言の修正を行っております。

### 1. 提案の理由

#### (1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。



当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に迅速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホル



ダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

## (2) 本プラン更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、上記(1)に記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するため、当社株式の大量買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であると考え、当社株式の大量買付等を行いまたは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまたは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討、買付者との交渉に必要な期間の確保を求めるための合理的な枠組みとして、現プランを更新することを決定いたしました。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

### (2) 本プランの内容

#### (イ) 本プランに係る手続

##### (a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有者割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前の60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(iv) 本プランに定める手続を遵守する旨の誓約

(c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)(i)⑤の国内連絡先に発送いたします。

当社取締役会は、「情報リスト」の発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、情報提供期間内に限り追加的に情報提供を求めることがあります。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を買付者等に対し行うとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部または一部を開示いたします。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、損益状況、役員の氏名、職歴および所有株式の数等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法

の適法性、ならびに大規模買付等の実行の実現可能性を含みます。)

- ③ 大規模買付等の対価の算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等に要する資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約対象の株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- ⑦ 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑧ 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(d) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日または情報提供期間満了日から起算して以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）を、取締役会評価期間として設定します。

- ① 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- ② その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記①および

②の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(f)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示することもあります。

#### (e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。現時点の独立委員会の委員は別紙1に記載の3氏が就任されております。また、独立委員会規則の概要については別紙2をご参照下さい。

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、取締役会評価期間内（ただし、買付者等が上記(b)～(d)までに規定する手続を遵守しなかった場合には適宜。以下(e)および(f)において同じ。）において当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問を受け、取締役会評価期間内に所定の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対し



て以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続を遵守しなかった場合、または例えば以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断されもしくは該当すると合理的に疑われる事情が存在することなどにより、結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取りを要求する行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の重要な資産(事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産が含まれるが、これらに限られません。)を当該買付者等またはそのグループ会社に移転させる行為目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。)、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買

収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(7) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益が著しく損なわれ、これにより当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されると判断される場合

(8) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対して、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、買付者等が出現した場合において、対抗措置の発動の是非に関する判断の公正さを担保するため、対抗措置の発動の是非について、上記(e)に記載のとおり、取締役会評価期間内に独立委員会に対して諮問を行うものとします。

当社取締役会は、この諮問に基づく独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告した場合、または、対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合その他当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものいたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議

した場合には、速やかに当該事実を開示いたします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を踏まえて（上記の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会が開催された場合には当該株主総会の決議の結果に従って）取締役会決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であると不発動であることを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役が上記(イ)(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の発行による対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(ハ) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)(f)の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても、上記(イ)(e)の勧告に準じて、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、通常の決議により、本新株予約権の無償割当に係る権利落日前日までに新株予約権の無償割当を中止し、新株予



約権の無償割当の効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては無償で当社が取得する等の方法で中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において独立委員会の勧告を踏まえた上で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを変更する場合があります。当該変更が本プランの内容に関するものである場合には、形式的な事項を除き、独立委員会の勧告を踏まえた上で行うものとし、また変更の内容が本プランの内容の重大な変更を伴う場合には、変更後のプランにつき再度株主総会の承認を得るものといたします。

当社は本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実およびその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに開示いたします。なお、本プランで引用する法令の規定は、2020年2月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本プラン中の条項・用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項・用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### (4) 本プランの合理性

#### (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1－5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)「本プラン更新の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において本プラン更新の承認可決の決議がなされた場合に更新されるものです。

加えて、本プランの更新が可決された場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり、かつ、上記(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

更に、上記(2)(イ)(f)「取締役会の決議」に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご直接の意思に依拠することとなります。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様にご情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記(2)(イ)(e)および(f)に記載のとおり、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記(2)(ハ)「対抗措置の中止または撤回」に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご注意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様には本株新株予約権が無償にて割り当てられますが、割当期日における株主名簿は証券保管振替機構から当社株主名簿管理人に対してなされる総株主通知に基づき作成されますので、株主の皆様におかれましては、名義書換の手続は不要です。

割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込を行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

- <sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- <sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- <sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- <sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。
- <sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- <sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- <sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- <sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- <sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- <sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

別紙1 (独立委員会委員略歴)

服部 秀一 (はっとり しゅういち)

1984年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会)  
1988年 7月 服部法律事務所 (現服部総合法律事務所) 設立 (現任)  
2004年 6月 ウシオ電機株式会社 社外監査役  
2007年 4月 慶應義塾大学法科大学院講師 金融商品取引法担当 (現任)  
2007年 6月 株式会社ポッカコーポレーション 社外監査役  
2009年 3月 当社 社外監査役  
2012年 11月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 社外監査役  
2015年 3月 東京建物株式会社 社外監査役  
2016年 6月 ウシオ電機株式会社 社外取締役  
2019年 3月 東京建物株式会社 社外取締役 (現任)

※ 服部氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

根本 千映子 (ねもと ちえこ)

1981年 10月 監査法人中央会計事務所 入所  
1985年 3月 公認会計士登録  
1994年 9月 税理士登録、根本公認会計士事務所設立 (現任)  
2011年 2月 税理士法人キュアノスサポート 代表社員 (現任)

※ 根本氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

稲川 由太郎 (いながわ ゆうたろう)

1986年 4月 大日本印刷株式会社 入社  
2002年 6月 二チモウ株式会社 社外取締役  
2003年 6月 同社 代表取締役兼専務執行役員  
2011年 3月 株式会社コーチ・エィ 執行役員  
2020年 2月 同社 取締役副社長執行役員 (現任)

※ 稲川氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



## 別紙2（独立委員会規則の概要）

### 独立委員会規則の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により、取締役会の諮問機関として設置される。
- 2 独立委員会の委員は3名とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4 独立委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
- 5 独立委員会の議長は、各委員の互選により選定される。
- 6 独立委員会決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議の上決議し、原則としてその決議の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - ② 本プランに係る対抗措置の中止または撤回
  - ③ 本プランの廃止および変更（形式的な事項を除く）
  - ④ その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

- 8 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9 独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用にて、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家より、助言を受けることができる。

以 上



## 別紙3（新株予約権無償割当の概要）

### 新株予約権無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当総数  
 本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。
2. 割当対象株主  
 割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当をします。
3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日  
 本新株予約権の無償割当決議において別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数  
 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額  
 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限  
 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件  
 ①特定大量保有者<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役

会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以 上

- <sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の所有者で、当該株式等に係る株式保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- <sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- <sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含まず。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、高い企業収益や雇用情勢の改善は見られるものの、海外情勢の不確実性や、頻発した自然災害や天候不順の影響により、製造業を中心に企業の業況判断は慎重さを増しており、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、お客さまのライフスタイルの多様化に伴う消費行動の変化に加え、消費増税後の消費マインドの低下など、衣料品に対する消費者の節約志向は依然として強く、総じて厳しい環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは2023年を最終年度とする中期経営計画を策定し、基本政策として掲げる「収益基盤の確立」、「E C事業の拡大」、「積極的な新規事業開発」、「経営基盤の構築」に取り組んでまいりました。7月1日には、当社グループの最大規模の収益事業であるイルビゾンテ事業の長期的、安定的な事業の実現のため、「イル ビゾンテ」をグローバルに展開するIl Bisonte S.p.A.を傘下に持つBisonte Italia Holding S.r.l.の全持分を取得しました。また、10月には本社移転を実施し、国内グループ会社を本社に集結することにより経営効率の向上を図り、当社グループの持続的な成長に取り組んでまいりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は439億9百万円（前年同期比0.2%減）となりました。また、売上高及び売上総利益の減少に対し、販売費及び一般管理費の低減を行いました。Bisonte Italia Holding S.r.l.の完全子会社化に伴い期初には予定していなかった持分取得時のアドバイザー費用など一時的な取得関連費用3億2千8百万円の発生などにより、営業利益は16億4千2百万円（前年同期比0.9%減）、経常利益は17億6千5百万円（前年同期比3.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億5千3百万円（前年同期比9.8%減）という結果で終了いたしました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

なお、当社グループは第3四半期連結会計期間において、Bisonte Italia Holding S.r.l.及びその子会社を連結の範囲に含めたことにより、「アパレル関連事業」の「欧州」を新たに報告セグメントとして追加しております。

## (アパレル関連事業)

「日本」につきましては、既存事業では全般的に厳しい販売状況となりましたが、中核事業会社の株式会社ルックが展開する「イル ビゾンテ」は堅調に推移いたしました。新規事業では、ポルトガルのボディケア&フレグランスブランド「クラウド ポルト」など、当社グループの掲げる「衣食住+美」の価値提供に寄与する魅力あるブランド開発を進めてまいりました。また、会員向けポイントサービス「ルックメンバーシップ」の対象店舗について、これまでの直営店に加え百貨店インショップへ拡大するなど、更なるお客さまの利便性向上に努めた結果、会員数が50万人を超えました。これらの結果、「日本」の売上高は、第3四半期連結会計期間末において株式会社デンハム・ジャパンを連結の範囲から除外した影響もあり、252億2千8百万円（前年同期比7.5%減）、営業利益は、売上総利益率の改善や運営経費の効率化などにより、10億7千3百万円（前年同期比3.0%増）となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディー룩において、「サンドロ」「マージュ」などインポートブランドを中心に売上が引き続き好調に推移したことに加え、自社サイト「I.D.LOOK モール」を中心にオンライン売上も大幅に伸長し、売上高が増加いたしました。また、株式会社アイディージョイにおいては、不採算店舗の撤退を進める一方、百貨店への新規出店を推し進め、売上高が増加いたしました。その結果、「韓国」の売上高は167億6千2百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益は10億9千2百万円（前年同期比35.2%増）となりました。

「欧州」につきましては、当期より連結子会社となりましたIl Bisonte S.p.A.において、バッグや財布などの雑貨を中心とした皮革製品をイタリア国内外へ卸売販売を行う他、イタリア国内やフランスなどの欧州の直営店舗において販売を行ってまいりました。その結果、「欧州」の当連結会計年度（持分取得後の7月1日から12月31日まで）の売上高は21億8千6百万円、営業利益は2億4千9百万円となりました。

「その他海外」（香港・中国・米国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）や洛格（上海）商貿有限公司の売上は順調に推移しましたが、7月1日より連結子会社となりましたIl Bisonte S.p.A.の米国、香港の子会社においては、直営店舗の新規オープンに伴う広告宣伝費用などの先行投資により、営業損失を計上しました。その結果、「その他海外」の売上高は4億7百万円（前年同期比75.8%増）、営業損失は4千5百万円（前年同期は1千6百万円の営業利益）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は445億8千5百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は23億6千9百万円（前年同期比27.0%増）となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、グループ外のOEM生産が増加したことにより、売上高が前年同期を上回りました。その結果、売上高は28億3千2百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は3千万円（前年同期比3.4%減）となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、2020年1月の物流拠点の移転に向けて、年末の検品業務の一部を年初に延期した影響等もあり、売上高は10億5千万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は人件費の増加等により、1千2百万円（前年同期比49.3%減）となりました。

(飲食事業)

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッショナブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、展開店舗数の減少により売上高が前年同期を下回りました。その結果、売上高は5千9百万円（前年同期比38.7%減）、営業損失は2千4百万円（前年同期は4千1百万円の営業損失）となりました。

## 当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

| セグメントの名称  | 第 57 期<br>(2018年) |       | 第 58 期<br>(2019年) |       | 前年同期比増減 |       |
|-----------|-------------------|-------|-------------------|-------|---------|-------|
|           | 金 額               | 構 成 比 | 金 額               | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率 |
|           | 百万円               | %     | 百万円               | %     | 百万円     | %     |
| 日 本       | 27,274            | 57.5  | 25,228            | 52.0  | △2,046  | △7.5  |
| 韓 国       | 15,969            | 33.7  | 16,762            | 34.5  | 793     | 5.0   |
| 欧 州       | —                 | —     | 2,186             | 4.5   | 2,186   | —     |
| そ の 他 海 外 | 231               | 0.5   | 407               | 0.8   | 175     | 75.8  |
| アパレル関連事業計 | 43,475            | 91.7  | 44,585            | 91.8  | 1,109   | 2.6   |
| 生産及びOEM事業 | 2,817             | 5.9   | 2,832             | 5.9   | 15      | 0.5   |
| 物 流 事 業   | 1,053             | 2.2   | 1,050             | 2.2   | △2      | △0.2  |
| 飲 食 事 業   | 97                | 0.2   | 59                | 0.1   | △37     | △38.7 |
| 報告セグメント計  | 47,443            | 100.0 | 48,527            | 100.0 | 1,084   | 2.3   |
| 調 整 額     | △3,427            | —     | △4,617            | —     | △1,190  | —     |
| 合 計       | 44,015            | —     | 43,909            | —     | △106    | △0.2  |

(注)「調整額」は、セグメント間の取引消去および各セグメントに配分していない全社費用であります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額12億3千万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装および当社の本社移転によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、Bisonte Italia Holding S.r.l.の持分取得資金および当社グループの運転資金として金融機関より借入金137億3千1百万円を調達しております。



#### (4) 対処すべき課題

2020年度のわが国経済の見通しにつきましては、政府による経済政策等を背景に緩やかな回復基調で推移していくことが期待されるものの、個人消費においては節約志向が依然として強く、海外においても米中の通商問題や新型コロナウイルスの影響等により世界経済の減速が懸念されるなど、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社グループは、2023年を最終年度とする中期経営計画に基づき、4つの基本政策に取り組んでまいります。

「収益基盤の確立」では、2019年7月にイタリア・フィレンツェの皮革製品ブランド「イル ビゾンテ」をグローバルに展開するBisonte Italia Holding S.r.l.を完全子会社化したことにより、当社グループ最大規模の収益事業であるイルビゾンテ事業の長期的、安定的な事業実現に努めてまいります。また、韓国の株式会社アイディールックでは引き続き主力インポートブランドを中心とした既存事業の拡大に取り組んでまいります。

「E C事業の拡大」では、物流拠点の移転を機にE Cの物流機能を内製化し、より効率的な運営に努めてまいります。また、よりお客さまのニーズにあった当社E C独自の商品・サービスの開発により、お客さま満足度の継続的な向上に取り組んでまいります。海外においては、韓国での自社Eコマースサイトのさらなる拡充を実行してまいります。これらにより2023年度のグループE C売上高70億円を目指してまいります。

「新規事業開発」では、ポルトガルのボディーケア&フレグランスブランド「クラウドポルト」の店舗展開を開始するほか、引き続き国内、海外ともに「衣食住+美」の価値提供に寄与するブランド、事業開発に積極的に取り組んでまいります。また、韓国の株式会社アイディールックでは、新たなブランドの開発を進め、更なる事業拡大に努めてまいります。

「経営基盤の構築」では、経営理念である「お客さま第一主義」をさらに浸透させ、新しいライフスタイルや価値の創造を通じて、お客さまの満足を追求し、生活文化の向上に貢献していくとともに、創造性豊かな人材を育成し、魅力あるブランド価値を共創してまいります。

これらの施策を実行し、2020年12月期の連結業績につきましては、連結売上高440億円（前年同期比0.2%増）、連結営業利益17億円（前年同期比3.5%増）、連結経常利益18億円（前年同期比2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益12億円（前年同期比38.6%減）を見込んでおります。



当社グループでは、更なる成長のため安定的な利益構造の確立に向けた事業戦略と効率運営を推し進め、中期経営計画最終年度の2023年には、連結売上高500億円、連結経常利益30億円を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 項 目                      | 期 別 | 第 55 期<br>(2016年) | 第 56 期<br>(2017年) | 第 57 期<br>(2018年) | 第 58 期<br>(2019年) |
|--------------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円)              |     | 42,624            | 43,040            | 44,015            | 43,909            |
| 経 常 利 益 (百万円)            |     | 964               | 1,747             | 1,821             | 1,765             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)    |     | 256               | 1,536             | 2,166             | 1,953             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 ) |     | 33.66             | 201.29            | 283.34            | 254.74            |
| 総 資 産 (百万円)              |     | 28,935            | 31,364            | 33,098            | 44,228            |
| 純 資 産 (百万円)              |     | 19,805            | 22,122            | 23,235            | 24,199            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 ( 円 )   |     | 2,547.83          | 2,852.09          | 2,987.59          | 3,139.18          |
| 自 己 資 本 比 率 ( % )        |     | 67.2              | 69.4              | 69.1              | 54.5              |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 項 目                      | 期 別 | 第 55 期<br>(2016年) | 第 56 期<br>(2017年) | 第 57 期<br>(2018年) | 第 58 期<br>(2019年) |
|--------------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 及 び 営 業 収 益 (百万円)  |     | 20,843            | 19,932            | 1,637             | 1,942             |
| 経常利益及び経常損失(△) (百万円)      |     | 548               | 1,207             | △109              | 485               |
| 当 期 純 利 益 (百万円)          |     | 2                 | 733               | 997               | 2,036             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 ) |     | 0.32              | 96.11             | 130.39            | 265.54            |
| 総 資 産 (百万円)              |     | 16,725            | 17,032            | 15,422            | 26,384            |
| 純 資 産 (百万円)              |     | 11,973            | 12,758            | 13,335            | 15,122            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 ( 円 )   |     | 1,568.38          | 1,671.34          | 1,741.96          | 1,969.26          |
| 自 己 資 本 比 率 ( % )        |     | 71.6              | 74.9              | 86.5              | 57.3              |

(注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当社は、2018年1月1日付で持株会社体制に移行し、当社を分割会社とする吸収分割により、婦人服等の企画・販売に関する事業を株式会社ルックに承継いたしました。

## (6) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

| 会社名                           | 資本金        | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                  |
|-------------------------------|------------|--------------------|--------------------------|
| 株式会社ルック                       | 5千万円       | 100.0%             | 婦人服等の輸入及び企画・販売           |
| A. P. C. Japan株式会社            | 1千万円       | 100.0%             | 紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売     |
| 株式会社レッセ・パッセ                   | 5千万円       | 100.0%             | 婦人服等の企画・製造・販売            |
| 株式会社ルックモード                    | 5千万円       | 100.0%             | 婦人服等の生産及びOEM             |
| 株式会社エル・ロジスティクス                | 3千万円       | 100.0%             | 製品・商品の物流・保管・検査           |
| 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル     | 3百万円       | 100.0%             | ジェラート製品等の製造・販売           |
| 株式会社アイディールック                  | 9億8千万ウォン   | 99.0%              | 婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入       |
| 株式会社アイディージョイ                  | 20億ウォン     | 99.0%<br>(99.0%)   | 婦人服等の販売                  |
| ルック(H.K.)Ltd.                 | 632千香港ドル   | 100.0%             | 婦人服等の輸出入・販売              |
| 洛格(上海)商貿有限公司                  | 23,388千人民元 | 99.5%<br>(46.6%)   | 婦人服等の輸入及び販売              |
| Bisonte Italia Holding S.r.l. | 50千ユーロ     | 100.0%             | Il Bisonte S.p.A.の純粋持株会社 |
| Il Bisonte S.p.A.             | 147千ユーロ    | 100.0%<br>(100.0%) | イルビゾンテ商品の企画・生産・販売        |

- (注) 1. 2019年9月30日、株式会社デンハム・ジャパンの株式の全てを譲渡したため、重要な子会社から除外しております。
2. 株式会社レッセ・パッセは、2019年6月1日株式交換により完全子会社化されました。
3. ルック(H.K.)Ltd.は、2019年4月25日少数株主への資本の払い戻しにより完全子会社化されました。
4. 2019年7月1日、Bisonte Italia Holding S.r.l.の持分の全てを取得し、重要な子会社となりました。Il Bisonte S.p.A.は、Bisonte Italia Holding S.r.l.の完全子会社です。
5. 「当社の議決権比率」欄の( )内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

## ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 会社名               | 住所                                         | 帳簿価額の合計額  | 当社の総資産額   |
|-------------------|--------------------------------------------|-----------|-----------|
| Il Bisonte S.p.A. | Via del Parione<br>11,50123,FIRENZE,ITALIE | 10,852百万円 | 26,384百万円 |

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2019年12月31日現在)

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の輸入及び企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、欧州、その他海外（香港・中国・米国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等 (2019年12月31日現在)

| 区分  | 会社名                           | 名称 | 所在地         |
|-----|-------------------------------|----|-------------|
| 当社  | 株式会社ルックホールディングス               | 本社 | 東京都 港区      |
| 子会社 | 株式会社ルック                       | 本社 | 東京都 港区      |
|     |                               | 支店 | 大阪府 大阪市     |
|     | A. P. C. J a p a n 株式会社       | 本社 | 東京都 港区      |
|     | 株式会社レッセ・パッセ                   | 本社 | 東京都 港区      |
|     | 株式会社ルックモード                    | 本社 | 東京都 港区      |
|     | 株式会社エル・ロジスティクス                | 本社 | 千葉県 習志野市    |
|     | 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル     | 本社 | 東京都 港区      |
|     | 株式会社アイディールック                  | 本社 | 韓国 ソウル市     |
|     | 株式会社アイディージョイ                  | 本社 | 韓国 ソウル市     |
|     | ルック ( H. K. ) L t d.          | 本社 | 香港 九龍       |
|     | 洛格 (上 海) 商 貿 有 限 公 司          | 本社 | 中国 上海市      |
|     | Bisonte Italia Holding S.r.l. | 本社 | イタリア フィレンツェ |
|     | I l B i s o n t e S. p. A.    | 本社 | イタリア フィレンツェ |

(注) 当社の本社は2019年10月15日、「東京都目黒区」から「東京都港区」に移転いたしました。

(9) 企業集団の従業員の状況（2019年12月31日現在）

| 区 分       | 従 業 員 数 (前期末比増減) |         |
|-----------|------------------|---------|
| アパレル関連事業  | 名                |         |
| 日本        | 785              | (108名減) |
| 韓国        | 409              | (26名減)  |
| 欧州        | 130              | (130名増) |
| その他海外     | 23               | (12名増)  |
| アパレル関連事業計 | 1,347            | (8名増)   |
| 生産及びOEM事業 | 50               | (5名減)   |
| 物流事業      | 73               | (10名減)  |
| 飲食事業      | 3                | (2名減)   |
| 全社（共通）    | 81               | (6名増)   |
| 合 計       | 1,554            | (3名減)   |

- (注) 1. 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均480名雇用しております。  
 2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数です。（当社からの出向者を除き、受入出向者を含みます。）

(10) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額     |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 9,580 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,550     |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,689,413株 (自己株式10,367株を含む)
- (3) 株主数 5,277名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------------------|-----|------|
|                                    | 千株  | %    |
| 八木通商株式会社                           | 700 | 9.12 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)         | 573 | 7.47 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)           | 281 | 3.66 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 210 | 2.74 |
| 住友生命保険相互会社                         | 154 | 2.01 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)        | 137 | 1.79 |
| 株式会社三越伊勢丹                          | 134 | 1.75 |
| 株式会社三井住友銀行                         | 130 | 1.70 |
| リックホールディングス役員持株会                   | 115 | 1.51 |
| 顕川欽和                               | 108 | 1.42 |

(注) 持株比率は、自己株式 (10,367株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                    |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 多 田 和 洋 | 株式会社アイディールック理事<br>ルック(H.K.)Ltd.董事<br>Bisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役<br>Il Bisonte S.p.A.取締役                                  |
| 常務取締役            | 高 山 英 二 | 株式会社アイディールック理事<br>ルック(H.K.)Ltd.董事<br>洛格(上海)商貿有限公司董事                                                                              |
| 取 締 役            | 斉 藤 正 明 | 執行役員経営企画室長<br>株式会社ルック取締役<br>A.P.C.Japan株式会社取締役<br>株式会社アイディールック理事<br>ルック(H.K.)Ltd.董事長<br>洛格(上海)商貿有限公司董事<br>Il Bisonte S.p.A.代表取締役 |
| *取締役             | 澁 谷 治 男 | 株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長                                                                                                             |
| 取 締 役            | 福 地 和 彦 |                                                                                                                                  |
| 取 締 役            | 井 上 和 則 | 株式会社リーダーズ代表取締役<br>株式会社伊達屋取締役<br>文化学園文化ファッション大学院大学教授                                                                              |
| 常勤監査役            | 永 瀬 雅 俊 | 株式会社ルック監査役<br>株式会社アイディールック監事<br>株式会社アイディージョイ監事<br>洛格(上海)商貿有限公司監事                                                                 |
| *常勤監査役           | 佐 藤 正 男 | 株式会社ルックモード監査役<br>株式会社エル・ロジスティクス監査役<br>株式会社ファッションナブルフーズ・インターナショナル監査役                                                              |
| 監 査 役            | 杉 田 徹   | 杉田事務所代表                                                                                                                          |
| *監 査 役           | 山 崎 暢 久 | 株式会社旅工房監査役                                                                                                                       |

- (注) 1. \*印の取締役および監査役は2019年3月28日開催の第57回定時株主総会において新たに選任され同日就任いたしました。
2. 取締役社長多田和洋氏の重要な兼職の状況ですが、2019年3月27日付でルック(H.K.)Ltd.董事、2019年7月1日付でBisonte Italia Holding S.r.l.代表取締役、同日付でIl Bisonte S.p.A.取締役に就任いたしました。
3. 取締役斉藤正明氏の担当ですが、2020年1月1日付で上席執行役員経理担当に変更となっております。また、取締役斉藤正明氏の重要な兼職の状況ですが、2019年3月27日付でルック(H.K.)Ltd.董事からルック(H.K.)Ltd.董事長に変更となっております。また、同日付で洛格(上海)商貿有限公司董事、2019年7月1日付でIl Bisonte S.p.A.代表取締役に就任いたしました。



4. 取締役澁谷治男氏の地位ですが、2020年1月1日付で常務取締役に変更となっております。また、取締役澁谷治男氏の重要な兼職の状況ですが、2019年1月1日付で株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長、2020年1月1日付で株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長に就任いたしました。
5. 監査役佐藤正男氏の重要な兼職の状況ですが、2019年3月15日付で株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル監査役、2019年3月16日付で株式会社ルックモード監査役、同日付で株式会社エル・ロジスティクス監査役に就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

|                  |       |                 |
|------------------|-------|-----------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役) | 牧 武 彦 | 2019年3月28日 任期満了 |
|------------------|-------|-----------------|

7. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

|     |         |                 |
|-----|---------|-----------------|
| 監査役 | 服 部 秀 一 | 2019年3月28日 任期満了 |
|-----|---------|-----------------|

8. 取締役 福地和彦および同 井上和則の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
9. 監査役 杉田徹および同 山崎暢久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
10. 取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 杉田徹および同 山崎暢久の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦および同 井上和則、監査役 永瀬雅俊、同 佐藤正男、同 杉田徹および同 山崎暢久の6氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |    |               | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------------|-----------------|------------------|----|---------------|----------------|
|                   |                 | 基本報酬             | 賞与 | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 118             | 93               | 9  | 15            | 5名             |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 27              | 27               | —  | —             | 2名             |
| 社外取締役             | 19              | 19               | —  | —             | 2名             |
| 社外監査役             | 16              | 16               | —  | —             | 3名             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するために支給する報酬（金銭債権）の総額については、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の総額には、2019年3月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は11百万円であります。
4. 社外監査役の報酬等の総額には、2019年3月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は2百万円であります。
5. 上記のほか、2006年3月30日開催の第44回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して11百万円の役員退職慰労金を支給しております。
6. 取締役（社外取締役を除く。）の賞与の総額は、支給予定の額であります。
7. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
8. 監査役の報酬限度額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職先                                              |
|-----|------|-----------------------------------------------------|
| 取締役 | 福地和彦 |                                                     |
| 取締役 | 井上和則 | 株式会社リーダーズ代表取締役<br>株式会社伊達屋取締役<br>文化学園文化ファッション大学院大学教授 |
| 監査役 | 杉田徹  | 杉田事務所代表                                             |
| 監査役 | 山崎暢久 | 株式会社旅工房監査役                                          |

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

##### ② 主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                          |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 福地和彦 | 当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、主に総合商社勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。                                     |
| 取締役 | 井上和則 | 当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。                                   |
| 監査役 | 杉田徹  | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回および監査役会13回すべてに出席し、主に商社繊維部門勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。                   |
| 監査役 | 山崎暢久 | 2019年3月28日の就任以降に開催された取締役会12回のうち11回および監査役会10回すべてに出席し、主に製薬会社の管理部門にて職務に従事していた経験から、必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                    | 支払額   |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                    | 40百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司、Bisonte Italia Holding S.r.l.およびIl Bisonte S.p.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり取締役会において決議しております。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。

- ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
  - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
  - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
  - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
  - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
  - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
  - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また、取締役（社外取締役を除く）で構成される経営会議では、当社グループの重要な事業戦略、方針について協議決定を行っております。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
  - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
  - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
  - ・ 監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。
  - ・ 当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
  - ・ 監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および当社グループの重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとしております。
  - ・ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
  - ・ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全15回開催され、経営会議については、必要に応じて適宜開催されました。



- ②監査役は、取締役会に加え当社グループの重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、1962年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業と



して、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

## (2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、2017年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

### ① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当

社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

## ② 本プランの内容

### (イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

### (ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要

- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

## (二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa. またはb. の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(ハ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様を判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

(3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1－5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、2017年3月30日開催の当社第55回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、2017年3月30日開催の当社第55回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております

が、その有効期間の満了前であっても、  
(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、  
または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合  
には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。



# 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>23,164</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,699</b>
現金及び預金	6,444	支払手形及び買掛金	2,651
受取手形及び売掛金	5,140	短期借入金	10,890
商品及び製品	9,043	1年内返済予定の長期借入金	120
仕掛品	1,044	未払費用	2,339
原材料及び貯蔵品	557	未払法人税等	327
その他	981	未払消費税等	257
貸倒引当金	△46	返品調整引当金	16
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,063</b>	賞与引当金	134
<b>有形固定資産</b>	<b>2,915</b>	ポイント引当金	45
建物及び構築物	1,330	資産除去債務	80
機械装置及び運搬具	27	その他	833
工具、器具及び備品	714	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,329</b>
土地	540	長期借入金	1,239
その他	302	繰延税金負債	243
<b>無形固定資産</b>	<b>11,155</b>	退職給付に係る負債	310
のれん	10,942	資産除去債務	220
その他	212	その他	315
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,992</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,029</b>
投資有価証券	2,539	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰延税金資産	1,440	株主資本	23,438
敷金	2,429	資本金	6,374
その他	757	資本剰余金	1,655
貸倒引当金	△175	利益剰余金	15,421
<b>資 産 合 計</b>	<b>44,228</b>	自己株式	△12
		その他の包括利益累計額	666
		その他有価証券評価差額金	1,023
		繰延ヘッジ損益	2
		為替換算調整勘定	△358
		非支配株主持分	93
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,199</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>44,228</b>

# 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,909
売上原価		21,484
売上総利益		22,425
販売費及び一般管理費		20,782
営業利益		1,642
営業外収益		
受取利息及び配当金	174	
その他の	162	336
営業外費用		
支払利息	100	
為替差損	47	
固定資産除却損	22	
その他の	44	214
経常利益		1,765
特別利益		
固定資産売却益	2,093	
関係会社株式売却益	99	
その他の	7	2,200
特別損失		
本社移転費用	530	
減損損失	134	
その他の	113	778
税金等調整前当期純利益		3,186
法人税、住民税及び事業税	491	
法人税等調整額	738	1,229
当期純利益		1,957
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		1,953



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年1月1日期首残高	6,361	1,637	13,696	△20	21,675
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	13	13			27
剰 余 金 の 配 当			△229		△229
親会社株主に帰属する当期純利益			1,953		1,953
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株式交換による増加		4		8	12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	13	18	1,724	7	1,763
2019年12月31日期末残高	6,374	1,655	15,421	△12	23,438

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券の 評価差額	繰上延 損益	為替換 算調整	その他の 包括利益 累計額		
2019年1月1日期首残高	1,180	△10	25	1,195	363	23,235
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						27
剰余金の配当						△229
親会社株主に帰属する当期純利益						1,953
自己株式の取得						△0
株式交換による増加						12
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△156	12	△383	△528	△270	△799
連結会計年度中の変動額合計	△156	12	△383	△528	△270	964
2019年12月31日期末残高	1,023	2	△358	666	93	24,199

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,129</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,867</b>
現金及び預金	2,518	支払手形	3
短期貸付金	1,731	短期借入金	10,180
その他	880	リース負債	15
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,254</b>	未払費用	231
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>541</b>	未払リース料	143
建物	380	引当金	22
構築物	0	賞与引当金	16
機械装置	0	その他	254
工具器具備品	70	<b>固 定 負 債</b>	<b>395</b>
土地	75	長期借入金	200
リース資産	14	繰延税金負債	74
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>87</b>	退職給付引当金	31
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,625</b>	リース負債	2
投資有価証券	2,066	資産除去債務	86
関係会社株式	16,439	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,262</b>
長期貸付金	1,280	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷金	719	株主資本	14,410
長期差入保証金	9	資本剰余金	6,374
その他	314	資本剰余金	1,665
貸倒引当金	△204	資本準備金	1,665
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,384</b>	その他資本剰余金	0
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>6,382</b>
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	6,374
		繰越利益剰余金	6,374
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△12</b>
		評価・換算差額等	711
		その他有価証券評価差額金	711
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,122</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>26,384</b>

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,942
営業費用		1,571
営業利益		370
営業外収益		
受取利息及び配当金	160	
受取賃貸料	497	
その他	16	674
営業外費用		
支払利息	89	
賃貸収入原価	416	
為替差損	38	
その他	14	559
経常利益		485
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	373	
固定資産売却益	2,093	
関係会社株式売却益	131	
その他	19	2,617
特別損失		
固定資産除却損	19	
本社移転費用	374	
その他	5	399
税引前当期純利益		2,704
法人税、住民税及び事業税	△286	
法人税等調整額	953	667
当期純利益		2,036

# 株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 上 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2019年1月1日期首残高	6,361	1,651	－	1,651	8	4,567	4,575	△20	12,568
事業年度中の変動額									
新株の発行	13	13		13					27
剰余金の配当						△229	△229		△229
当期純利益						2,036	2,036		2,036
自己株式の取得								△0	△0
株式交換による増加			0	0				8	8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	13	13	0	13	－	1,806	1,806	7	1,841
2019年12月31日期末残高	6,374	1,665	0	1,665	8	6,374	6,382	△12	14,410

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年1月1日期首残高	766	766	13,335
事業年度中の変動額			
新株の発行			27
剰余金の配当			△229
当期純利益			2,036
自己株式の取得			△0
株式交換による増加			8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△54	△54	△54
事業年度中の変動額合計	△54	△54	1,786
2019年12月31日期末残高	711	711	15,122

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社ルックホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

株式会社ルックホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月19日

株式会社ルックホールディングス 監査役会

常勤監査役	佐藤	正男	Ⓜ
常勤監査役	永瀬	雅俊	Ⓜ
社外監査役	杉田	徹	Ⓜ
社外監査役	山崎	暢久	Ⓜ

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京 2階 華うたげの間



交通の  
ご案内

J R山手線目黒駅西口および  
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。